

令和6年度 第1回 水戸市都市交通戦略会議全体会議

日時 令和6年5月29日（水）
午前10時から
場所 水戸市役所7階
全員協議会室

会議次第

- 1 開会
- 2 協議事項
議案第1号 水戸市都市交通戦略会議規約の一部を改正する規約・・・資料1
議案第2号 水戸市地域公共交通計画（素案）について・・・・・・・・資料2
- 3 報告事項
報告第1号 バスお試し乗車券の配布について・・・・・・・・資料3
- 4 その他
- 5 閉会

（参考資料）

- ・ 水戸市都市交通戦略会議規約
- ・ 水戸市都市交通戦略会議会長専決規程
- ・ 水戸市都市交通戦略会議財務規程

令和6年度第1回水戸市都市交通戦略会議全体会議 出席者名簿（敬称略）

○ 委員

所 属	役 職	氏 名	備 考
茨城大学	名誉教授	金 利昭	
茨城大学大学院理工学研究科（工学野）都市システム工学領域	（教授）	（熊澤 貴之）	（欠席）
茨城大学大学院理工学研究科（工学野）都市システム工学領域	教授	平田 輝満	
東日本旅客鉄道(株)水戸支社企画総務部経営戦略ユニット	ユニットリーダー	（石川 健一）	（欠席）
鹿島臨海鉄道(株)	代表取締役副社長	栗田 茂樹	
茨城交通(株)	代表取締役社長	任田 正史	
関東鉄道(株)	部長	白鳥 賢	代理出席
関鉄グリーンバス(株)	代表取締役社長	宮野 裕司	
ジェイアールバス関東(株)水戸支店	課長	大塚 一月	代理出席
（一社）茨城県バス協会	専務理事	澤島 政志	
（一社）茨城県ハイヤー・タクシー協会	専務理事	服部 透	
水戸市住みよいまちづくり推進協議会	（会長）	（堀井 武重）	（欠席）
公募委員（利用者等）		大川 泰弘	
公募委員（利用者等）		小島 智史	
公募委員（利用者等）		福田 翼	
国土交通省関東地方整備局常陸河川国道事務所	計画課長	鈴木 優	代理出席
国土交通省関東運輸局茨城運輸支局	首席運輸企画専門官(企画調整)	橋本 弘行	
国土交通省関東運輸局茨城運輸支局	首席運輸企画専門官(輸送)	小菅 達也	
茨城県政策企画部交通政策課	係長	梅原 尚子	代理出席
茨城県土木部水戸土木事務所	（所長）	（大森 満）	（欠席）
茨城県土木部都市局都市計画課	課長補佐	岡村 正巳	代理出席
茨城県水戸警察署	交通官	海老澤 尚史	
水戸市市長公室	（公室長）	（佐藤 則行）	（欠席）
水戸市建設部	部長	大和 直文	
水戸市都市計画部	部長	太田 達彦	
茨城交通労働組合	（執行委員長）	（菅原 康弘）	（欠席）
関東鉄道労働組合	執行委員長	池田 正人	
水戸商工会議所	（会頭）	（内藤 学）	（欠席）

○ 事務局

所 属	役 職	氏 名
水戸市市長公室 交通政策課	課長（事務局長）	川上 悟
	課長補佐	江幡 将行
	係長	宮内 一樹
	主幹	大森 信彦
	主事	川津 圭太

議案第 1 号

水戸市都市交通戦略会議規約の一部を改正する規約

水戸市都市交通戦略会議規約の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「のうちから市長が委嘱し、又は任命する委員」を削り、同条第 2 項中「ただし、補欠により委嘱し、又は任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。」を削る。

付 則

この規約は、令和 6 年 5 月 29 日から施行する。

令和 6 年 5 月 29 日提出

水戸市都市交通戦略会議
会 長 金 利 昭

(改正理由)

これまで、水戸市都市交通戦略会議の委員については、水戸市都市交通戦略会議規約第 4 条の規定により、「市長が委嘱し、又は任命する」こととしていたが、水戸市では、委嘱は他の行政機関の職員や一般人を非常勤の職員とする場合に行うこととし、任命は人を公的な職や地位に就ける場合に行うこととしていることから、当該規定の文言を整理するものである。

水戸市都市交通戦略会議規約新旧対照表

現行	改正（案）
<p>（組織）</p> <p>第4条 交通会議は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する委員をもって組織する。</p> <p>(1) 学識経験者</p> <p>(2) 鉄道事業者</p> <p>(3) 一般乗合旅客自動車運送事業者</p> <p>(4) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体</p> <p>(5) 市民又は市内に在学し、若しくは勤務する者</p> <p>(6) 関係行政機関</p> <p>(7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体</p> <p>(8) 前各号に掲げる者のほか、会議が特に必要と認める者</p> <p>2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱し、又は任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>（組織）</p> <p>第4条 交通会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。</p> <p>(1) 学識経験者</p> <p>(2) 鉄道事業者</p> <p>(3) 一般乗合旅客自動車運送事業者</p> <p>(4) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体</p> <p>(5) 市民又は市内に在学し、若しくは勤務する者</p> <p>(6) 関係行政機関</p> <p>(7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体</p> <p>(8) 前各号に掲げる者のほか、会議が特に必要と認める者</p> <p>2 委員の任期は、2年とする。</p>

水戸市都市交通戦略会議規約（改正後全文）

（設置）

第1条 水戸市は、総合的かつ戦略的な交通施策の推進を図るため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項及び都市・地域総合交通戦略要綱（平成21年3月16日付け国都街第77号）第2第1項、並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、水戸市都市交通戦略会議（以下「交通会議」という。）を置く。

（事務所）

第2条 交通会議は、事務所を茨城県水戸市中央1丁目4番1号に置く。

（所掌事項）

第3条 交通会議は、次の各号に掲げる事項の協議及び事業を行う。

- (1) 公共交通に係る施策の総合的な推進に関すること。
- (2) 公共交通に係る計画に関すること。
- (3) 公共交通に係る計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関すること。
- (5) 前号に掲げるもののほか、必要と認める事項に関すること。

（組織）

第4条 交通会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 鉄道事業者
 - (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者
 - (4) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体
 - (5) 市民又は市内に在学し、若しくは勤務する者
 - (6) 関係行政機関
 - (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
 - (8) 前各号に掲げる者のほか、会議が特に必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。

（役員）

第5条 交通会議に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

2 役員は、委員の互選によって選出する。

3 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠による任期は、前任者の残任期間とする。

（役員職務）

第6条 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 監事は、交通会議の会計を監査する。

（全体会議）

第7条 交通会議の全体会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(協議結果の取扱い)

第8条 会議において決した事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(専門部会)

第9条 交通会議に、第3条各号に掲げる事項について調査及び研究をするため、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する部会員をもって組織する。
- 3 部会に、部会長及び副部会長を置く。
- 4 部会長及び副部会長は、部会員の互選により選出し、部会の運営については、第7条の規定を準用する。
- 5 部会において調査及び研究を行った場合は、当該調査及び研究の結果を会議に報告するものとする。

(事務局)

第10条 交通会議の庶務を行うため、交通会議に事務局を置く。

- 2 事務局は、水戸市市長公室交通政策課に置く。
- 3 事務局に、事務局長及び事務局員を置く。
- 4 事務局長は水戸市市長公室交通政策課長を、事務局員は同課の職員をもって充てる。

(経費)

第11条 交通会議の運営に関する経費は、負担金及び補助金をもって充てる。

(財務に関する事項)

第12条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に必要な事項は、別に定める。

(補則)

第13条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この規約は、平成26年7月29日から施行する。

付 則

この規約は、平成26年9月1日から施行する。

付 則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この規約は、平成31年1月15日から施行する。

付 則

この規約は、令和6年5月29日から施行する。

議案第 2 号

水戸市地域公共交通計画（素案）について

このことについて、別紙のとおりとする。

令和 6 年 5 月 29 日 提出

水戸市都市交通戦略会議
会 長 金 利 昭

水戸市地域公共交通計画に係る施策(案)提案及び対応一覧

No.	施策名称	実施主体	提案の要旨	対応	施策番号
1	グリーンスローモビリティの導入	水戸市	グリーンスローモビリティは、高齢者の外出促進、買い物の足として有益である。まちなかでの運行を提案する。	自動運転の活用も含め、施策「デジタル技術の活用・MaaSの推進」の中で調査研究していきます。	⑦
2	学生特急便の新設	公共交通事業者	水戸駅の朝の時間帯は、学生のバス利用が多く、学生以外の利用者が乗車しにくい状況である。学生用の乗り場を設置したり、学生の利用が多い停留所のみ停車する特急便をつくるなどの施策を提案する。	施策「交通結節点の環境整備」の中で、水戸駅バスターミナルの改修に合わせた改善を検討していきます。	②
3	乗車マナーの向上	水戸市 公共交通事業者 (学生)	バスへの乗車順が停留所に来た順となるような施策、学生等が高齢者等に席を譲るよう啓発する施策を提案する。	施策「交通結節点の環境整備」の中で、路面に並び位置を表示したり、マナー啓発の表示を行う等、改善を図っていきます。	②
4	Suicaの導入	公共交通事業者	市内すべての公共交通にSuicaを導入する施策を提案する。	施策「利用しやすい運賃体系の導入」や「デジタル技術の活用・MaaSの推進」の中で検討していきます。 ※J R常磐線、関東鉄道バス導入済み	④, ⑦
5	市内の路線体系の整理	水戸市 公共交通事業者	水戸駅北口から大工町までなど、複数事業者が同じルートで運行している区間については、共同運行としてダイヤを調整し、また定期券所持者はどちらのバスも乗車可能とするなど利便性を向上する施策を提案する。	施策「乗り継ぎしやすい環境づくり」の中で検討していきます。	③
6	サイクルアンドバスライドの導入	水戸市 公共交通事業者	停留所付近に駐輪場を設置し、自転車からバスへの乗換が可能となるような施策(パークアンドライド)を提案する。	施策「交通結節点の環境整備」の中でパークアンドライドやサイクルアンドライドに取り組んでいきます。	②
7	バス運賃のQRコード決済導入	公共交通事業者	路線バスにQRコード決済を導入する施策を提案する。	施策「利用しやすい運賃体系の導入」や「デジタル技術の活用・MaaSの推進」の中で調査研究していきます。 ※茨城交通バス導入済み	④
8	分かりやすいバス路線マップの作成	水戸市 公共交通事業者	地図と重ねた形でのバス路線マップの作成及び利用者へのデータ提供を提案する。また、検索を容易にできるようにするため、停留所へのQRコードを貼り付けを提案する。	施策「バスマップの作成」の中で取り組んでいきます。 ※QRコードについては、一部の停留所で位置情報提供について導入済み	⑥
9	パークアンドライドで中心市街地と地域拠点を繋ぐ	水戸市 公共交通事業者 商業施設など	環境への配慮、渋滞の緩和及びコンパクトシティ推進のため、中心市街地と地域拠点を結ぶためのパークアンドライドの実施を提案する。	施策「交通結節点の環境整備」の中でパークアンドライドやサイクルアンドライドに取り組んでいきます。	②
10	市内企業と連携した公共交通利用促進策	水戸市 公共交通事業者 市内企業など	中小企業を含めた脱炭素の取組を推進するため、また、健康増進や事故防振等の公共交通利用により様々なメリットがあることから、市内企業との連携による公共交通の利用促進、自転車利用やパークアンドライドの取組を提案する。	施策「交通結節点の環境整備」の中でパークアンドライドやサイクルアンドライドに取り組んでいきます。	②
11	公共交通空白地等対策及び移動手段の公共交通への転換	水戸市	・交通脆弱地域に対する施策を盛り込む。 ・自動車移動から公共交通への利用転換に関する施策に力を入れる。	施策「郊外部における移動手段の確保」, 「モビリティ・マネジメント」の中でそれぞれ取り組んでいきます。	⑨, ⑫

報告第1号

バスお試し乗車券の配布について

このことについて、別紙のとおり報告する。

令和6年5月29日提出

水戸市都市交通戦略会議
会長 金利昭

中学3年生（相当）に対するリーフレットの配布（令和6年度）計画

1 趣旨・目的

中学3年生（受験生）を対象に、公共交通の乗り方や利用のメリットを紹介するリーフレットの配布及び、県バス協会の協力により県内の路線バスが1乗車につき100円で利用できる「バスお試し乗車券」の配布を行い、進学先（受験先）を検討する際に通学手段を確認してもらうことで、受験生や保護者の公共交通利用に関する意識の醸成及び利用促進を図る。

2 バスお試し乗車券の内容

- (1) 対象者：茨城県内の中学校及び義務教育学校に在籍する
令和6年度中学3年生（義務教育学校9年生）の生徒
- (2) 有効期間：令和6年7月22日（月）～令和6年8月31日（土）※41日間（予定）
- (3) 使用方法：
 - ①リーフレットからバスお試し乗車券を切り離し、見学先の高校、乗降バス停、所属学校を記入
 - ②降車の際に、バスお試し乗車券をバス運転手に掲示後、整理券及び現金100円と一緒に運賃箱に投入（乗車券1枚につき片道1乗車の利用が可能）
 - ③バスお試し乗車券は、下記バス事業者が運行する路線バス（高速バス及び深夜バス除く）及び事業に協賛いただいたコミュニティバスで、ア～ウに該当する場合のみ利用可
 - ア．茨城県内での乗降
 - イ．茨城県内で乗車し、茨城県外で降車
 - ウ．茨城県外で乗車し、茨城県内で降車

＜対象バス事業者＞

関東鉄道(株)、関鉄パールバス(株)、関鉄グリーンバス(株)、茨城交通(株)、
大和交通自動車(株)、朝日自動車(株)、茨城急行自動車(株)、ジェイアールバス関東(株)、
株昭和観光自動車、椎名観光バス(株)、株池田交通及び一部コミュニティバス運行事業者

3 配布対象…次の228校の中学3年生（義務教育学校9年生）に配布

- (1) 公立中学校、義務教育学校・・・217校
- (2) 国立大学附属中学校・・・1校
- (3) 私立中学校・・・10校

4 配布部数…約26,000部

- (1) 生徒及び保護者分…生徒1人につき1部（バスお試し乗車券2枚入り）
- (2) 教師分…各学校の学級数ごとに1部
- (3) その他…予備分として学校ごとに5部

5 実施スケジュール

6月下旬以降、県交通政策課より各学校に配布。

	R6									
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
R6年度 (R6夏) 実施	★乗合委員会 (県バス協会)			←意見募集※	→					
			★活性化会議 幹事会		←	→				
					運賃協議会※					
					★活性化会議 総会					
					←	→				
					リーフレット作成					
						★事業者から運輸局へ届出提出				
						★各中学校等へ送付				
						★各中学校等にて生徒に配布				
							←	→		
								実施		
										★実績報告 (バス協会)

※R5.10.1改正道路運送法により、各市町村の運賃協議会における協議に先立ち、住民や利用者等の意見を募集する必要がある。

→新たに追加する路線（ルート）がある場合、各市町村の交通会議において、意見募集及び運賃協議会を実施。

ただし、R5年度に参画していた路線やコミバス（ルート）については、そのR6年度までにルートを変更した場合であっても、R5年度に当該路線全域について届出しているため、R6年度の協議は不要。

6 実績

○平成27年度（平成28年春配布）から令和5年度（令和5年夏配布）までの配布状況

年度 ※1	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4 (R5春)	R5 (R5夏)
作成 部数	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	34,000	34,000	33,000	29,000
実施 期間	28日間	28日間	26日間	26日間	26日間	49日間	49日間	49日間	42日間
高校数 ※2	123	123	122	121	120	145	146	147	267
新入生 数※2	26,735	26,235	25,870	25,307	24,742	23,674	23,850	23,972	24,878
利用 枚数	1,353	1,393	1,349	1,893	1,076	2,470	1,981	1,775	882

※1 令和4年度までは3～4月に実施していたが、令和5年度からは7～8月に実施。

※2 対象者 令和3年度まで：新高校生のみ 令和4年度：新高校生及び新中高一貫校入学生
令和5年度から：中学3年生（義務教育学校等は中学3年生相当）